

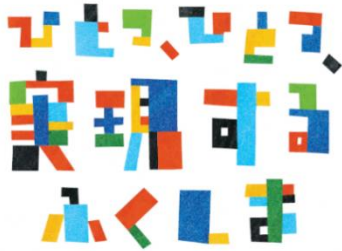
「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」ロゴマーク使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島県（以下、「本県」という。）が、震災から10年を機に、策定したスローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2 ロゴマークとは、以下の画像をいう。



<スローガンデザイン>



<デザインフラッグ「アイランド」>



<「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」一行スローガン（パターン1）>



<「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」一行スローガン（パターン2）>

2 「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を表記する場合、「実現する」と「ふくしま」の間のスペースを半角とすること。

(使用の基準等)

第3 ロゴマークは、本県の復興や応援等の目的または、本県を広くPRする目的で使用する場合に、使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 本県のイメージを傷つけたり、復興の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合
(例：缶バッジ、ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等)
ただし、県の機関や県の関連団体等が使用する場合は別途定める。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福島県総務部広報課長（以下「広報課長」という。）が不適當であると認めた場合

(使用の届出)

第4 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書(別記第1号様式)を広報課長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書(別記第2号様式)を広報課長に提出しなくてはならない。

3 届出の使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

(使用条件)

第5 ロゴマークの使用については、県が提供するデザインの画像データを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。

なお、別に定める『ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま』ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること

(使用改善・取消)

第6 県が、ロゴマークについて、上記第3条の基準及び5条の条件を逸脱する使用を発見したときは、広報課長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、広報課長は使用の取消を求めることができるものとする。

(使用料)

第7 使用料は、原則として無償とする。

(その他)

第8 ロゴマークは、県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

附 則

この使用基準は、令和3年3月12日から施行する。

附 則

この使用基準は、令和6年12月17日から施行する。